

1. 会合名	「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」(第4回)
2. 日 時	平成27年5月21日(木) 午後3時00分～4時20分
3. 議 案	1. 番号法等を踏まえた安全管理措置の実務上の取扱いについて 2. その他
	番号法等を踏まえた安全管理措置の実務上の取扱いについて、事務局より資料に基づいて概要を説明した後、意見交換が行われた。 また、社内規程モデル案についても説明を行い、次回会合では、特定個人情報取扱規程(案)について議論をすることとなった。 1. 番号法等を踏まえた安全管理措置の実務上の取扱いについて (主な意見等) ・資料1は、個人情報と特定個人情報に係る関係法令等の階層イメージである。特定個人情報は、個人情報に包含されている。個人情報は、個人情報保護法を基に、各分野のガイドラインが下層に紐づけられている。金融界としては、金融分野ガイドライン及びそれに紐づく実務指針に沿って対応をしてきた。一方、個人番号は、番号法を基に、事業者向けガイドラインが下層に紐づき、その別冊として金融業務ガイドラインがあり、事業者向けガイドラインに紐づいて安全管理措置が作成されている。(事務局) ・今回は、資料3の「『金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針』等に関する実務上の取扱い」について改訂する予定である。その改訂内容には、金融分野ガイドラインの実務指針の改訂に加え、番号法に係る各種ガイドライン及び安全管理措置の内容を含めた対応を行う。(事務局) ・資料2は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」と「特定個人情報に関する安全管理措置」との対照表である。両者の大きな違いとして、「特定個人情報に関する安全管理措置」では物理的安全管理措置が求められていると考えられる。一方、昨今の大手出版社の顧客情報漏洩事件を受けて、金融分野ガイドラインが改正され、内部管理態勢の強化が求められるようになり。今後は社内の入退室管理等の対応を行うこととなると思われる。物理的安全管理措置はワードとしては新しいワードではあるが、今般金融分野ガイドラインの改正により求められる対応と「特定個人情報に関する安全管理措置」により求められる物理的安全管理措置の趣旨は近いものであることを理解した。 ・資料3のP1の網掛け部分に記載があるとおり、各社が作成している基本方針の内容によって、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに関する対応が異なると考えている。現行の基本方針の記載で個人番号に関する対応が可能な社においては、番号法を受けた対応は不要となることもある。一方、本協会がモデルとして示した個人情報保護宣言では、必ずしも番号法の適用まで含めた記載ぶりとは言えないことから、今回、改訂を考えている。(事務局) ・資料3については、番号法への対応に加えて、昨今の大手出版社の顧客情報漏洩事件を受けた対応を盛り込んだ内容であることを理解した。 ・資料3のP23以降の「委託先の監督」については、個人番号は、取扱いの委託について厳格な対応が求められており、①委託者と同等の安全管理措置が講じられるように監督する必要があること、②委託先が再委託をする際には、委託者の承諾を得た場合のみ

に再委託できることについて記載を設けている。(事務局)

⇒資料では、「委託者と同等の」との記載となっているが、正確には、事業者向けガイドラインでは「委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の」との記載となっている。意味合いが少しずれる懸念もあることから、平仄を合わせるべきではないか。(事務局)

- ・安全管理措置の関連で、個人番号については、廃棄の記録・保存について求められていると認識しているが、資料3のP34にある6-5「消去・廃棄段階における取扱規程」には廃棄の記録・保存の記載が見受けられないが如何か。

⇒廃棄の記録・保存については、物理的安全管理措置の一つであり、資料3のP15に廃棄の記録・保存について記載している。ご指摘のとおり6-5「消去・廃棄段階における取扱規程」にも記載した方がわかりやすいと思料するため、そちらにも反映する方向で検討したい。(事務局)

2. その他

次回会合にて議論する予定であった、社内規程モデル及び特定個人情報取扱規程(案)については、内容が多いことから説明に時間を要することが想定されるため、資料4として、各段階における取扱規程について事務局より概要の説明が行われた。

(主な意見等)

- ・番号法対応に係る社内規程モデルについて、各段階(取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄)の取扱規程については、平成17年の個人情報保護法制定時に協会より示されたモデルを改訂し、基本規程である「特定個人情報取扱規程(案)」については新たに作成するという理解でよい。

⇒ご理解のとおり、平成17年当時は、社内規程モデルについては、基本規程の協会モデルは示さず、実務的に細かな点を規定した各段階における取扱規程のみ協会モデルを示している。これは、個人情報については、個人情報保護法が施行される前から、各社は適切に管理をしており、自社の状況に応じて、社内規程を作成されて対応している社が多かったためと思われる。しかしながら、番号法では、ガイドラインにおいてかなり詳細な対応が示され、かつ、新しい制度であるため各社は何も経験・ノウハウがないと考える。よって、協会にて基本規程を示すべきではと考え、新たに作成することとしている。なお、基本規程である「特定個人情報取扱規程」を策定するに当たっては、番号法対応部分のみの各段階の取扱規程モデルを作成することも考えたが、個人番号は個人情報でもあり、従前の個人情報保護法を受けた各段階取扱規程についても対応を見る必要がある。結局、社内規程として、番号法対応を独立させたとしても従前のものと両方を見に行かなければならなくなるため、今回、従前の各段階取扱規程モデルに番号法の対応を追記するような改訂とする方向で考えている。もし、番号法対応を独立させた方がよい等の意見があればお寄せいただきたい。(事務局)

- ・参考として、事業者による個人番号の事前収集に係る内閣官房の資料を添付している。記載内容のとおり、個人番号の事前収集は本年10月以降から、具体的には10月5日から始まる。(事務局)

- ・社内規程モデルでは、「必ずログを作成」等、「必ず」という文言が散見される。記載部分の趣旨としてはその通りと思うが、「必ず」という文言を記載してしまうことで、逆に、「必ず」と記載がない箇所についての対応が薄まってしまう懸念があるので、そのような部分がないか確認しておいたほうがよい。

⇒「必ず」等の文言について、書いている部分と書いていない部分を整理したうえで検討して参りたい。(事務局)

	・特定個人情報に関する安全管理措置における管理区域と取扱区域の違いについて、次回以降、対象や対応内容の書き分け等、議論をお願いしたい。 ⇒協会員における実務において、こういった場合はどうなるのか等の具体的な話をいただければ、特定個人情報保護委員会へ協会から照会を行い、その結果を報告できるかもしれない。（事務局） 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）